

国民生活審議会 第4回消費者安全に関する検討委員会 議事要旨

日時：平成20年11月26日（水）10時～12時

場所：三田共用会議所 3階 第3特別会議室

出席者：（委員）

升田委員長、青木委員、東委員、大前委員、越山委員、佐藤委員、佐野委員、
島野委員、鶴岡委員、中村委員、早川委員、原委員、廣瀬委員、古田委員、
向殿委員、山上委員

（事務局）

田中国民生活局長、岡田国民生活局審議官、野村国民生活局消費者安全課長 他

（関係省庁）

国土交通省 井上住宅局建築指導課長

厚生労働省 山本医薬食品局監視指導・麻薬対策課監視指導室長、加地医薬食品
局食品安全部監視安全課長

農林水産省 増田総合食料局食品産業企画課長、嘉多山消費・安全局消費・安全
政策課長

概要：

1 開会

2 関係省庁からリコールに関する取組の現状と課題について説明及び質疑応答等

国土交通省から建築基準法に基づく定期報告制度及び建築物等における事故情報の
収集について、厚生労働省から医薬品等及び食品等の回収制度について、農林水産
省から食品に関する自主リコールの現状と取組について説明を行い、質疑応答等。

各委員からの主な指摘事項等

- ・施設分野については、事故情報の収集・周知という点について、一層の工夫が必要ではないか。
- ・施設分野について、定期報告制度に加え、重大事故発生時の報告の義務化を考えてはどうか。
- ・施設分野では定期報告制度の強化など特定行政庁の役割が大きくなっていると考えるが、特定行政庁において人材は確保できているのか。
- ・施設分野において、抜き打ち検査を実施することを考えてはどうか。
- ・医薬品・食品分野に関し、事業者による自主回収と行政による回収命令の2段階があるが、その線引きの基準は何か。
- ・食品分野において、回収命令を発するに際し、被害の拡大可能性は考慮要素となっているのか。
- ・事故等の情報を得てから回収命令を発動するまで、どの程度の時間を要するのか。
- ・食品分野における自主回収に関し、消費者に分かりやすいよう、自主回収情報を

一箇所に集めて開示することを考えてはどうか。

- ・食品分野における自主回収の情報の収集、管理等に関し、厚生労働省と農林水産省との関係、連携はどのようになっているのか。
- ・リコールを実施しようとする事業者に対する経済的支援等は検討されているのか。
- ・リコールの達成度に関する調査などは実施しているのか。

3 リコール促進のための取組の強化についての論点につき意見交換

前回（第3回）委員会の議題であった論点案に対する各委員の意見を踏まえて整理した論点について事務局より説明するとともに、廣瀬委員より提出資料に基づき法律制度及び経済学の観点からリコールの位置づけについて説明の後、意見交換。

各委員からの主な意見

- ・リコール開始の意思決定について、一般に危険度を高く評価すべき場合の中に、胎児に傷害が生じた場合も入れるべきではないか。
- ・リコール開始の意思決定について、傷害の不可逆性を考慮要素に入れるべきではないか。
- ・リコールの効果・重要性自体について十分に認識していない消費者もあり、そうした啓発も重要ではないか。
- ・情報が届きにくい消費者に対する情報伝達の方法を検討することも重要ではないか。
- ・リコール情報の共有化、管理の仕組みについても論点に加えるべきではないか。
- ・リコールの定義について、製品等が販売・施工等された後の措置であることを明確にすべきではないか。
- ・リコールの方法の定義について、製品の危険性等に関する消費者への情報提供が最初に記載されるべきではないか。
- ・共通指針におけるリコールの対象については、安全性に加え、表示のみの問題など安全性以外のものについても対応できるようにしてはどうか。
- ・共通指針作成の際には、行為・責任の主体を明確に記載すべきではないか。

4 閉会

以 上

（配布資料）

資料1 建築基準法に基づく定期報告制度について
建築物等における事故情報について

（国土交通省提出資料）

資料2 医薬品等の回収制度について
食品等の回収制度について

(厚生労働省提出資料)

資料3 食品に関する自主リコールの現状と取組について

(農林水産省提出資料)

資料4 論点整理案

資料5 廣瀬委員提出資料

- * 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。
- * 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。

[問い合わせ先]

内閣府国民生活局消費者安全課

電話：03 - 3581 - 7735